

(宛先) 利府町長 熊谷 大殿

施設等利用費請求書 (償還払い用)

空欄でかまいません。

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業・認可外保育施設
一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 3 年 4 月 ~ 令和 3 年 9 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、利府町内に居住していることを利府町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを利府町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を利府町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を利府町が確認すること。

提供証明書に記載の認定保護者を記入してください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	リフ タロウ	生年月日	昭和・平成 ** 年 4 月 8 日
氏名	利府 太郎	印	利府町利府字新並松4番地
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		電話	022-767-2196

提供証明書の認定区分と同じ箇所にチェックをしてください。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください)

法第30条の4の認定区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	123456789
生年月日	平成・令和 ** 年 8 月 10 日	フリガナ	リフ イチロウ
令和3年4月1日~令和4年3月31日の間の住所		氏名	利府 一郎
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入		令和 年 月 日	

幼稚園・認定こども園・特別支援学校に通園している場合のみご記入ください。

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	リフ●●ヨウチエン	所在地	
施設名称	利府●●幼稚園	(市外の場合のみ記入)	電話:
令和3年4月1日~令和4年3月31日の間の在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入		令和 年 月 日	

請求者名義の口座へ振り込みます。
請求者以外の口座の場合は委任状が必要です。

4. 償還払いの振込先を記入してください(※1)

金融機関名	銀行・信用金庫	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通
193	支店	口座番号	1 2 4 5 6 7
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	リフ タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本町指定の委任状を提出してください。

<裏面も記入してください>

5. 在籍園の預かり保育事業以外に利用した認可外保育施設等の償還払いを受けることができる場合は記入
 (※2) ※①～⑥に書ききれない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
②	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
③	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
④	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
⑤	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:
⑥	フリガナ 施設名	所在地	〒 電話:

※2 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払いを受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみです。

在籍園が発行する提供証明書の「特定子ども・子育て支援の提供証明書」の提供日数・費用等を参考に、ご記入ください。

6. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設の利用費の償還払いを受けることができる場合は記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※5,6 (「c+d」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※3	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
令和3年4月	3,000円	6日	2,700円	2,700円	円	2,700円
令和3年5月	4,000円	8日	3,600円	3,600円	円	3,600円
令和3年6月	2,500円	5日	2,250円	2,250円	円	2,250円
令和3年7月	3,000円	6日	2,700円	2,700円	円	2,700円
令和3年8月	2,500円	5日	2,250円	2,250円	円	2,250円
令和3年9月	4,000円	8日	3,600円	3,600円	円	3,600円
	19,000円	38日	17,100円	17,100円	0円	17,100円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間(平日・長期休業中・休日の合計)開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証(口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等)と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5 預かり保育事業の月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円(認可外保育施設等利用は37,000円)、第3号の場合は16,300円(認可外保育施設等利用は42,000円)となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。

※6 月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。

・月途中で認定期間が終了する場合、

又は別の市町村へ転出する場合の限度額：月額上限額 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数

・月途中で認定期間が開始される場合、

又は別の市町村から転入した場合の限度額：月額上限額 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数